

ID: 1827

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	先端設備等導入計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第2項及び第3項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】	<p>法第53条第2項及び第3項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5220

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	変更命令		
法令名 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (変更命令)</p> <p>第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5235

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	法令等違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第85条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】 法第85条の規定による。 (行政庁の命令) 第85条 行政庁は、前条第1項の規定により報告を徴し、又は第81条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5236

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	組合に対する解散の命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第86条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】</p> <p>法第86条の規定による。 (組合に対する解散の命令)</p> <p>第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1638

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第2項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
<p>【基準】 政令第9条第2項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条 2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第4条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第6項に規定する特定会社又は同条第4項若しくは第5項の規定による認定を受けた者若しくは同条第4項第2号に規定する会社が当該認定計画(当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの)に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3045

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	業務の一部の停止命令		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第59条第1項第1号		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】 法第59条第1項の規定による。 (警告等) 第59条 経済産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないときには、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。 (1) 業務の一部の停止			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3050

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	業務の一部の停止又は設立の認可の取消し		
法令名 根拠条項	商工会法 第51条第1項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】 法第51条第1項の規定による。 (警告等) 第51条 経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。 (1) 業務の一部の停止 (2) 設立の認可の取消し			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3051

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	設立要件の不足による設立の認可の取消し		
法令名 根拠条項	商工会法 第51条第2項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	法第51条第2項の規定による。 (警告等) 第51条 2 経済産業大臣は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を發し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3052

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	勧告に従わないことによる設立の認可の取消し		
法令名 根拠条項	商工会法 第51条第4項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】 法第51条第4項の規定による。 (警告等) 第51条 4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3073

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	火薬類の消費許可の取消し(煙火の消費に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第25条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	法第25条第3項の規定による。 (消費) 第25条 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3074

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	緊急措置命令(煙火の消費に係るものに限る。)(第45条第2号に掲げるものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第45条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の規定による。 (緊急措置等)</p> <p>第45条 経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。</p> <p>(2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3075

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	不適合設備の修理、改造又は移転命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の2第2項の規定による。</p> <p>第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第27条第1項第1号、第38条の2及び第38条の8第1項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3076

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	不適合設備の修理、改造又は移転命令		
法令名根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の5		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【基準】 法第35条の5の規定による。 (基準適合命令) 第35条の5 都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3077

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	特定物資の売渡し命令(特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。))で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第48号		
<p>【基準】 法第4条第2項の規定による。 (売渡しに関する指示及び命令) 第4条 2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日